平成２２年（フ）第７６９号
東京都福生市大字福生691番地第１長寿ビル103号室在津方
債務者　岡野百合子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７６号
東京都八王子市中野山王３丁目15番16―406号都営中野団地
債務者　村上美佐江リリアン（旧姓蒲・永迫）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８６号
東京都福生市加美平３丁目28番地６日東ハイツＣ号室
債務者　川原　明美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８９号
静岡市清水区北脇405番地の２
債務者　稲葉　真矢
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３号
静岡県焼津市田尻９番地の４　メゾン和田Ｂ203
債務者　高倉　　学
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０号
静岡市葵区竜南３丁目１番46号　川端方
債務者　渡辺幸稚子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１０号
静岡県焼津市石脇下1200番地の１、住民票上の住所静岡県焼津市栄町６丁目５番６号
債務者　潟村　明孝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１号
埼玉県比企郡小川町大字小川362番地の３
破産者　有限会社たかせ
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７号
茨城県つくば市大井1613番７
破産者　有限会社東京オートショップ
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第３４８４号
最後の住所名古屋市千種区田代町字四観音道西２番地の20　メゾン陽宮殿４Ｂ
破産者　亡木村順基こと李順基相続財産
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３６号
名古屋市北区楠４丁目327番地
破産者　キース電子工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０７号
名古屋市天白区元八事２丁目63番地
破産者　大和興業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２７号
愛知県常滑市栄町１丁目114番地
破産者　株式会社山仁竹村商店
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３号
水戸市新原１丁目23番地44
破産者　ライフワンフードサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
茨城県小美玉市中野谷434番地１
破産者　ライフワンソリューション株式会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目894番地
破産者　有限会社新井工作所
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２６号
千葉県四街道市栗山1051番地17　エクレール弐番館102、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区蒲田本町２丁目14番９号
破産者　株式会社角原工業
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６０号
東京都昭島市田中町１丁目24番21号ハイツヤマギワ203号
破産者　川久保和幸
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部